

議第 148 号

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市簡易水道事業（小規模水道施設を含む。）について、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第176号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業(小規模水道施設を含む。以下同じ。)(以下「水道事業等」という。)を設置する。</p> <p>(法の適用)</p> <p>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第92号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(経営の規模)</p> <p>第2条 水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 下呂市水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第177号)第2条第1項に</p>	<p>下呂市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、下呂市水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第177号)第2条第1項に定める区域とする。</p>

改正後	改正前
<p>定める区域</p> <p>(2) 給水人口 7,600人</p> <p>(3) 1日最大給水量 9,300立方メートル</p> <p>3 簡易水道事業の名称及び給水区域は、下呂市簡易水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第76号）別表第1のとおりとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき水道事業等に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管理者の権限に属する事務を処理させるため、生活部を置く。</p> <p>(特別会計)</p> <p>第3条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定により、水道事業等を通じて1つの特別会計を設ける。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不</p>	<p>給水人口は7千6百人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は9千3百立方メートルとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき水道事業に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業を管理者の権限に属する事務を処理させるため、生活部を置く。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不</p>

改正後	改正前
<p>動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p>	<p>産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p>
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>
<p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により<u>水道事業等</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>
<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p>	<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p>
<p>第6条 <u>水道事業等</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。</p>	<p>第6条 <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。</p>
<p>(業務状況説明書類の提出)</p>	<p>(業務状況説明書類の提出)</p>
<p>第7条 <u>水道事業等の管理者の権限</u>を行う市長(以下「<u>管理者</u>」という。)は、<u>水道事業等</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>提出</u>しなければならない。</p>	<p>第7条 <u>市長は、水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成</u>しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業等</u>の経営状況を明らかにするため<u>管理者</u>が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出</u>することができなかつた場合においては、<u>管理者</u>はできるだけ速やかにこれを<u>提出</u>しなければならない。</p>	<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため<u>市長</u>が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成</u>することができなかつた場合においては、<u>市長</u>はできるだけ速やかにこれを<u>作成</u>しなければならない。</p>

(下呂市行政組織条例の一部改正)

第2条 下呂市行政組織条例(平成16年下呂市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア 下水道事業に関すること。</p> <p>イ 住宅に関すること。</p> <p>ウ 総合交通施策に関すること。</p> <p>エ 有線テレビ施設の管理運営に関するこ</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア <u>上水道事業</u>に関すること。</p> <p>イ <u>簡易水道事業</u>に関すること。</p> <p>ウ 下水道事業に関すること。</p> <p>エ 住宅に関すること。</p> <p>オ 総合交通施策に関すること。</p> <p>カ 有線テレビ施設の管理運営に関するこ</p>

改正後	改正前
と。 (8) (略)	と。 (8) (略)

(下呂市職員定数条例の一部改正)

第3条 下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>406</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>11</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業及び簡易水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業の項・観光施設事業の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668 (29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>406</u>	議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)		公営企業の事務部局	<u>11</u>	水道事業及び簡易水道事業		病院事業の項・観光施設事業の項 (略)		合計	668 (29)	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>411</u></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営企業の事務部局</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病院事業の項・観光施設事業の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">668 (29)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（ ）書は兼任を示す。</p>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>411</u>	議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)		公営企業の事務部局	<u>6</u>	水道事業		病院事業の項・観光施設事業の項 (略)		合計	668 (29)
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>406</u>																												
議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)																													
公営企業の事務部局	<u>11</u>																												
水道事業及び簡易水道事業																													
病院事業の項・観光施設事業の項 (略)																													
合計	668 (29)																												
区分	定数（人）																												
市長の事務部局	<u>411</u>																												
議会の事務部局の項～消防機関の事務部局の項 (略)																													
公営企業の事務部局	<u>6</u>																												
水道事業																													
病院事業の項・観光施設事業の項 (略)																													
合計	668 (29)																												

(下呂市特別会計条例の一部改正)

第4条 下呂市特別会計条例（平成16年下呂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> <u>下呂市簡易水道事業特別会計</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p>

改正後	改正前
(2) (略)	(3) (略)
(3) (略)	(4) (略)

(下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第5条 下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>下呂市簡易水道(小規模水道施設を含む。以下「簡易水道」という。)</u> の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>下呂市簡易水道事業及び下呂市小規模水道施設の設置及び管理</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。
(名称及び給水区域) 第2条 <u>簡易水道</u> の名称及び給水区域は、別表第1のとおりとする。	(設置) 第2条 <u>市民に生活用水その他の浄水を供給するため、簡易水道事業及び小規模水道施設(以下「水道」という。)</u> を設置する。
(料金の徴収) 第3条 <u>簡易水道</u> の使用者から料金を徴収する。	(名称及び給水区域) 第3条 <u>水道</u> の名称及び給水区域は、別表第1のとおりとする。
(料金) 第4条 (略)	(料金の徴収) 第4条 <u>水道の使用料(以下「料金」という。)</u> は、 <u>水道</u> の使用者から徴収する。
(負担金) 第5条 (略) 2～4 (略)	(料金) 第5条 (略) (負担金) 第6条 (略) 2～4 (略)

改正後	改正前
<p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、<u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（下呂市水道事業給水条例の準用）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>別表第1（<u>第2条関係</u>） （略）</p> <p>別表第2（<u>第4条関係</u>） （略）</p>	<p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>（下呂市水道事業給水条例の準用）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>別表第1（<u>第3条関係</u>） （略）</p> <p>別表第2（<u>第5条関係</u>） （略）</p>

（下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正）

第6条 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（分担金の減免等）</p> <p>第5条 <u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し分担金の徴収を延期し、又は減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>（分担金の減免等）</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し分担金の徴収を延期し、又は減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第7条 下呂市水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みにあたり、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みにあたり、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p>
<p>(開発等の事前協議)</p> <p>第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、<u>管理者</u>の同意を得なければならない。</p> <p>2 前項について必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>(開発等の事前協議)</p> <p>第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、<u>市長</u>の同意を得なければならない。</p> <p>2 前項について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>
<p>(新設等の費用負担)</p> <p>第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水</p>	<p>(新設等の費用負担)</p> <p>第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水</p>

改正後	改正前
<p>装置工事を行う者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、<u>管理者</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p>	<p>装置工事を行う者の負担とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、<u>市長</u>が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ<u>市長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に<u>市長</u>の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の変更等の工事)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 <u>管理者</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生ずることがあっても、<u>管理者</u>は、その責任を負わない。</p> <p>(給水契約の申込み)</p> <p>第13条 水道を使用しようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめ<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないときで、<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第10条 <u>市長</u>は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生ずることがあっても、<u>市長</u>は、その責任を負わない。</p> <p>(給水契約の申込み)</p> <p>第13条 水道を使用しようとする者は、<u>市長</u>が定めるところにより、あらかじめ<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないときで、<u>市長</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>管理者</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。</p> <p>4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、<u>管理者</u>は、給水装置の所有者又は水道の使用者の負担において、これを変更することができる。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>市長</u>が必要と認めた者</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>市長</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>市長</u>が定める。</p> <p>3 <u>市長</u>は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。</p> <p>4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、<u>市長</u>は、給水装置の所有者又は水道の使用者の負担において、これを変更することができる。</p>
<p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 メーターは、<u>管理者</u>が設置して、水道の使用人又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。</p>	<p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 メーターは、<u>市長</u>が設置して、水道の使用人又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(届出義務)</p> <p>第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(届出義務)</p> <p>第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火栓又は私設消火栓の使用)</p> <p>第19条 消火栓又は私設消火栓は、消防若しくは消防の演習又は<u>管理者</u>が特に認めた場合のほか、使用してはならない。</p> <p>2 消火栓又は私設消火栓を消防の演習等に使用するときは、あらかじめ<u>管理者</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 消火栓又は私設消火栓を消防の演習等に使用するときは、<u>管理者</u>が指定する時間を超えて使用してはならない。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>管理者</u>は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(消火栓又は私設消火栓の使用)</p> <p>第19条 消火栓又は私設消火栓は、消防若しくは消防の演習又は<u>市長</u>が特に認めた場合のほか、使用してはならない。</p> <p>2 消火栓又は私設消火栓を消防の演習等に使用するときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 消火栓又は私設消火栓を消防の演習等に使用するときは、<u>市長</u>が指定する時間を超えて使用してはならない。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市長</u>は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第21条 <u>管理者</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p>	<p>(給水装置及び水質の検査)</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(料金の算定)</p> <p>第24条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ<u>管理者</u>が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって算定する。</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第24条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ<u>市長</u>が定めた日(以下「定例日」という。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって算定する。</p>
<p>2 <u>管理者</u>は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の定例日を変更することができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の定例日を変更することができる。</p>
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第25条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>管理者</u>が必要と認めるとき。</p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第25条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が必要と認めるとき。</p>
<p>(無届使用に対する認定)</p> <p>第28条 前使用者の給水装置を<u>管理者</u>に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。</p>	<p>(無届使用に対する認定)</p> <p>第28条 前使用者の給水装置を<u>市長</u>に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。</p>
<p>(臨時使用の場合の概算料金の前納)</p> <p>第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>管</u></p>	<p>(臨時使用の場合の概算料金の前納)</p> <p>第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、<u>市</u></p>

改正後	改正前
<p>理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>管理者</u>が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、<u>管理者</u>が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第36条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、負担金、手数料その他この条例によって納付すべき金額を軽減若しくは免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第37条 <u>管理者</u>は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、<u>市長</u>が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第36条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、負担金、手数料その他この条例によって納付すべき金額を軽減若しくは免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第37条 <u>市長</u>は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する、給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 <u>市長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する、給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(給水の停止)</p> <p>第39条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水の停止)</p> <p>第39条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(給水装置の切離し)</p> <p>第40条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(給水装置の切離し)</p> <p>第40条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(貯水槽水道設置者及び利用者への指導等)</p> <p>第45条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(貯水槽水道設置者及び利用者への指導等)</p> <p>第45条 <u>市長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

(下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年下呂市条例第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>下呂市水道事業等職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業等職員</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>水道事業等職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）</p>	<p><u>下呂市水道事業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道事業職員</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2</p>

改正後	改正前
<p>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>水道事業等職員</u>に対して支給する給与並びに諸手当の額、支給条件及び支給方法については、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の例による。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限</u>を行う市長が定める。</p>	<p>8条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>水道事業職員</u>に対して支給する給与並びに諸手当の額、支給条件及び支給方法については、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の例による。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 改正理由

下呂市簡易水道事業（小規模水道施設を含む。以下同じ。）について、平成31年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第1条）

既に地方公営企業法の規定により全部適用している水道事業の条例と共有するため、所要の改正を行います。

① 事業の設置について、簡易水道事業を加えます。

（第1条関係）

② 地方公営企業法では、任意適用である簡易水道事業について、同法の規定により条例において全部を適用する旨を規定する必要があるため、これを明示する規定を第1条の2として加えます。

（第1条の2関係）

③ 経営の規模について、簡易水道事業に係る規定を加えます。

（第2条関係）

④ 公営企業の組織について、簡易水道事業を加えます。また、併せて管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を関係条例とともに整理統一します。

（第3条関係）

⑤ 地方公営企業法の規定により、水道事業とともに1つの特別会計を設ける規定を加えます。

（第3条の2関係）

⑥ 地方公営企業法の規定により、条例で規定を義務付ける重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付きの

寄附の受領等及び業務状況説明書類の提出について、簡易水道事業を加え、併せて規定について所要の補正をします。

(第4条から第7条関係)

(2) 下呂市行政組織条例の一部改正(第2条)

生活部の簡易水道事業については、公営企業組織となるため、当該規定を削ります。

(第2条関係)

(3) 下呂市職員定数条例の一部改正(第3条)

市長の事務部局に属する簡易水道事業職員について、公営企業組織に属することとなるため、定数を整理します。

(第2条関係)

(4) 下呂市特別会計条例の一部改正(第4条)

下呂市簡易水道事業特別会計については、その設置根拠が地方公営企業法に変更となるため削ります。

(第1条関係)

(5) 下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正(第5条)

簡易水道事業の施設の設置については、下呂市水道事業の設置等に関する条例第2条に規定する経営の規模に係る規定に集約したため、削る等の所要の改正を行います。

(第1条から第7条関係)

(6) 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正(第6条)

管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第5条、第6条関係)

(7) 下呂市水道事業給水条例の一部改正(第7条)

管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。

(第5条から第10条、第12条から第21条、第24条、第25条、第28条、第29条、第32条、第35条から第40条、第45条、第48条関係)

- (8) 下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第8条）
この条例の給与の適用範囲について、簡易水道事業に係る職員について、範囲を広げるため、所要の改正を行います。

（第1条から第4条関係）

- (9) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

（附則関係）